【別表 1】対象施設

営業時間短縮の対象となる施設一覧

1. 営業時間短縮の協力要請対象施設 (新型インフルエンザ等対策特別措置法による協力依頼)

カテゴリー	対象	備考
飲食店	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	●要請期間の全ての日において、下記要請にご協力いただくことが協力金の支給要件 ・午後8時から翌午前5時までの間の休業を要請 ・午後7時以降の酒類の提供の停止を要請
	ダーツバー	
	パブ	
	飲食店	
	料理店	
	喫茶店(カラオケ喫茶を含む)	
	居酒屋	カラオケ設備の利用自粛を要請 (カラオケボックスは除く)
旅館、ホテル	ホテル(施設内の宴会場など、 飲食提供の場に限る)	・営業時間内は、業種毎の感染拡 大予防ガイドラインによる適切な 感染防止対策の協力を要請
	旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス (施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)	※宅配・テイクアウトは協力要請 の対象外
施設内で大声を発するなど、飛 沫感染のおそれが高い施設	カラオケボックス	
	ライブハウス	

2. なお、上記1に掲げる施設は、午後8時から午前5時までの間の営業をしようとしていた事業者が、感染防止のため使用停止(休業)する場合も営業時間短縮と同様に対象となります。